

平成 28 年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会 第 5 回 会 議 会 議 録

◇ 日 時 平成 29 年 2 月 8 日（水） 10：00～12：00

◇ 会 場 県庁 1001 会議室

◇ 出席委員

委員長 高橋和

委員 井上肇、岡田新一、三浦新一郎、三木潤一

（欠席：尾形律子、佐藤亜希子、玉谷貴子）

〈五十音順、敬称略〉

1 開 会

（事務局）

ただ今より、平成 28 年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の第 5 回会議を開催いたします。

はじめに、柴田総務部長より御挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

（柴田総務部長）

本日は、大変御多用の中、また、足元の悪い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、大きく 3 点について御協議いただきます。来年度以降の新たな「行革プラン」につきましましては、皆様から積極的、精力的な御審議をいただき、いよいよ最終盤に差し掛かってきたところでございます。

昨年 11 月末の段階で骨子をお諮りしましたが、本日はそれに具体的な取組内容や目標指標、工程表などを追加して、最終的な素案という形でお示しさせていただきますので、改めて御意見を頂戴したいと思います。

それから、2 点目の「事務事業評価」P D C A の関係ですけれども、より一層の透明性の向上を図るために、今年度から「事業評価個票」を作成し、公表していきたいと考えておりますので、その概要について説明させていただきます。

それから最後、「公社等の総点検」ということで、本日は、商工労働観光部所管の 6 法人についてお諮りいたします。

皆様からの忌憚りの無い御意見、御助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 議 事

（高橋和委員長）

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

議事（1）新たな「山形県行財政改革推進プラン」の素案について、事務局より説明をお願いします。

（行政改革課長）

新たな「山形県行財政改革推進プラン」（素案）について、説明させていただきます

ます。

最初に、資料1-1を御覧いただきたいと思います。新たな「行革プラン」につきましては、これまで当委員会から御協議賜りまして、プランの骨子がまとまったわけですが、そのプランの骨子に工程表や目標指標等を盛り込み、今般、素案を取りまとめたところです。

推進期間は、平成29年度から4年間。今後の進め方につきましては、パブリックコメントを2月15日から1か月ほど行いまして、年度内に策定する予定としております。

資料1-2を御覧ください。素案の概要について御説明申し上げます。この資料の中に、主な目標指標といたしまして、四角の囲みが幾つかございます。この部分が、今般加えたところとなります。

内容について、説明させていただきます。「第1 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～」の「1 県と市町村との連携・協働」につきましては、ポイント①にありますとおり、「地方創生」の本格展開を踏まえ、県と市町村との連携を一層推進し、地域課題解決に向けて、総合支庁と市町村との連携・支援を図り、平成31年4月予定の山形市の中核市移行に向けて支援をまいります。

とりわけ、主な目標指標にありますとおり、人口減少が深刻化する中で、連携をより深化させるために、県と市町村の連携・協働を推進する方針を29年度中に策定してまいります。そのうえで、市町村との連携を一層進めてまいります。

「2 県民・NPO・企業・大学等との連携・協働」につきましては、目標指標として、現行プランに引き続く形になりますが、県民のボランティア活動参加率、やまがた社会貢献基金助成額等を掲げております。

「3 民間活力の活用」につきましては、政府の助言通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」の内容も踏まえて、民間活力の活用や取組状況の公表等を進めてまいります。

目標指標としまして、地方行政サービス改革の取組状況等、これは総務省の公表資料ですが、この取組状況における調査対象業務の状況や公の施設の指定管理者制度導入率等を掲げたところです。

2枚目をお願いいたします。「第2 県民視点に立った県政運営の推進 ～情報発信力の強化と透明性の向上～」のうち、「1 県内外への積極的な情報発信」につきましては、ポイント②のとおり、県政への理解を促す「県民向け」の情報発信と、山形の魅力をより広く知ってもらう「国内外・県内外向け」の情報発信を推進してまいります。

具体的には、左隣の*（アスタリスク）になりますが、情報発信に係る「基本指針」を策定いたします。それから、全庁を挙げた情報発信に係る推進体制を整備してまいります。職員一人ひとりが「広報パーソン」として、意識の向上等が図られますように取組みを展開してまいります。

目標指標としまして、情報発信に係るガイドラインを平成29年度中に策定するとともに、県政アンケート調査等を活用して、外部の評価を得ながら、情報発信の向上に向けた取組みを進めてまいります。

それから、「3 県政運営の透明性の確保」につきましては、公共データの民間開放を進めるため、目標指標として「オープンデータカタログ」の公開データセット数を掲げたほか、統一的な公会計の整備・公表を29年度から行ってまいります。

右側に移っていただきまして、(3)業務効率化の推進・県民利便性の向上につきましては、目標指標として、「やまがた e 申請」の利用件数、情報システムの運用コストに関して掲げたところです。

(4) 公共調達制度につきましては、目標指標として、地元調達率を引き続き掲げております。

3枚目をお願いします。「第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～」につきまして、「1 県民のための県庁づくり」のうち、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を掲げております。県知事を本部長とする「推進本部」を立ち上げて、職員の意識改革や職場環境の整備を推進してまいります。

目標指標としまして、男性職員の育児参加休暇の全員取得、あるいは管理職に占める女性職員の割合を掲げています。

「2 持続可能な財政基盤の確立」につきましては、歳入確保の目標指標としまして、県税徴収率、未収金残高、県有財産の売却・有効活用による歳入を掲げています。

右側に入りまして、歳出の見直しにつきましては、事務事業の見直し・改善について、経費削減額、削減事務量、あるいは光熱水使用量等の削減として、平成25年度を基準年度として、電気・水・用紙類等の削減を目標指標に掲げたところです。

(3) の健全な財政運営につきましては、目標指標としまして、臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高のプラン期間中における減少を掲げたところです。

(4) 県有財産の総合的な管理運用の目標指標としましては、一般財産施設に係るトータルコストの県民一人当たり負担額を平成25年度以下と掲げたところです。

(5) は地方公営企業に係る目標指標です。

(6) は公社等の見直しに係る目標指標として、累積損失のある公社等の割合を掲げたところです。

以上が新プランの素案の取組内容です。

それから、資料1-3の詳細につきましては、後ほど御覧いただければと思いますが、開いていただいて1ページから3ページの「第1章 本県の行財政改革に係る基本認識」につきましては、当委員会の第1回目に御議論いただいた内容をまとめております。それから、4ページから6ページまでの「第2章 プランの基本的考え方」は、第2回目に御協議いただいた内容を掲載しております。7ページから第3章に入るわけですが、これは先ほど内容を御説明したところの本文ということになりますけれども、3つの柱に沿って、これまでの御協議を踏まえながら、項目毎に、工程表、目標指標等を加えて、作成したところです。とりわけ、工程表につきましては、全項目について、本文を「見える化」する形で掲載したところです。

最後になりますが、51ページから54ページまでに、「目標指標の一覧」を再掲する形で掲載しています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(高橋和委員長)

ただ今の御説明について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

(三浦新一郎委員)

第3の「自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり」の2の「持続可能な財政基盤の確立」の「歳入の確保」について、目標数値を拝見しますと、税の徴収率や未収金残高の縮小、県有財産の売却等が税収を上げるための基本施策になっていますが、今重要なのは、如何に新たな財源を増やすのかという点です。素案を見ますと、39ページに「県税収入の確保」という項目があり、目標数値が滞納の解消や徴収率を改善するということが中心になっていて、これでは少し不足しているのではないかと思います。

例えば、少額であったとしても、企業誘致や創業支援によって、県内の事業所数、企業数が減少することに歯止めをかけて法人事業税等をもう少し伸ばしてみようとか、減少に歯止めをかけようといった積極的な目標があってもいいのではないかと感じたところです。

(行政改革課長)

本当に大事なお話をいただいたと思います。しっかりと受け止めたいと思います。それから、税収は大変大事な観点でありまして、今回も税収に限らず多様な財源の確保という形で、なるべく幅広く掲げたところですが、今し方税収を上げるための、骨太と言うか、根幹的な御意見を頂戴したところです。

もちろん、この行革プランに限らず、県全体の施策の中で、企業の全体の付加価値を上げていくという目標を掲げたうえで施策を組み立てているわけですが、ただ今の話も庁内で共有して、取組みを進めてまいりたいと考えております。

大変ありがとうございます。

(岡田新一委員)

素案全体としては、この間の委員の意見を取り入れた内容であると評価したいと思います。あとは地方創生に向かって、如何にプランという戦術をどう確実に実行するかだと思います。

要望として3点ほど申し上げたいと思います。これまでも議論していますが、重ねて要望ということで、1つ目は、素案の中の9ページ、10ページにある山形市中核市移行に向けた支援のあり方です。これは御承知のとおり、山形市はもとより、県や総合支庁のあり方、業務の問題にも関連します。特に保健所は、業務や人的な配置の問題と非常に大きく関連するものと思われまので、山形市と県とが情報交換を含めて連携を取り、そのうえで業務や人員配置をどうするのかといった検討を引き続きお願いしたい。

2つ目は、15ページの指定管理者制度のところですが、目標指標の指定管理者制度の導入率が、現行は79.8%。今後82%を目指すということです。2.2%上昇させるということです。現時点で今後どういった施設を想定されているか教えていただきたい。

3つ目は、40ページです。「スクラップ・アンド・ビルドを基本に」というのはその通りだろうと思います。ビルドも大事ですが、やはり（業務について）スクラップできるものはスクラップすることも必要です。ビルドだけでなく、スクラップについてもぜひ検討していただいて、メリハリのある運営をお願いしたいと思います。

(行政改革課長)

まず1つは、中核市の件についてお話をいただきました。中核市は、山形市が平成31年4月を目指されているということで、円滑な移行に向けて、全力で支援するというのが私どもの立場ということになります。移行が具体的に進んでいく中で、岡田委員からいただいたようなお話も当然に出てくるわけですから、円滑に移行するためにも丁寧に関係者の御理解をいただきながら進めていくことが大事になってくると思います。もちろんそのためには、情報の提供を適時にやっていくことも大事だと思います。

それから2つ目の指定管理者制度です。指定管理者制度につきましても、本県でできる限り導入を進めてきたところです。79.8%というのは、全国から見ると非常に高い割合になっています。それを更に8割台に乗せていくという目標を掲げており

ます。具体的内訳はありませんが、29年4月からは、飯豊少年自然の家の一部導入を進めてまいります。その他については、検討しながら進めていくこととなります。民間の活力と言いますか、民間の方々が持っているノウハウ、知見を十二分に活用し、県全体でより良い県民サービスが出来るように心がけていくことが大事だろうと思います。

それから3点目につきましては、スクラップ・アンド・ビルド。ビルドも大事、スクラップも大事ということです。これも前回や前々回でもお話に及んだかと思えますけれども、新しい行政課題が次々と生じている中で、マンパワーにしろ、財政的な資源にしろ、無尽蔵ではありませんので、これにスクラップをして対応していくことが大事だと思います。これがスクラップ・アンド・ビルドの考え方だと思います。情勢の変化に応じて対応していくというのが基本の考え方かと思えますので、今の委員の意見の御趣旨も踏まえて、スクラップ・アンド・ビルドの理念を具現化していく方向で頑張っていきたいと思えます。

(井上肇委員)

1点目は、7ページの第3章の「行財政改革の取組内容」について。「県と市町村との連携・協働」が重点項目とされていますが、ここでは特に総合支庁との関係が挙げられています。

私は、人口減少と背中合わせで、地域毎に異なる問題が出てくると想像しております。例えば、置賜地区で言うと、置賜総合病院が西置賜を中心として運営されていますが、人口減少の中で財政面も含めてどのような位置付けをしていくのかというのの一つ。

もう一つは、今、米沢市で米沢市立病院と三友堂病院が地域医療連携推進法人等を作り、新しい医療体制に入るという課題が出ています。それも人口減少の中でどのような位置付けをして、どのような医療を目指していくのか。県立病院が事実上置賜地区にないわけですが、それに代わるものとして、置賜総合病院と連携をしながら、二つの大きな病院という位置付けになっていくのだろうと思われます。運営上、人口減少が進む中でどのように財政問題を乗り越えていくのかというのが大きな課題だと思います。

今の話は医療面ですが、同じ様な問題が各方面から出て来るような気がします。そういう話が出てきた時に、総合支庁の役割は極めて重要です。最初の企画の段階から総合支庁のメンバーが参画するような形をぜひお願いしたいと思えます。

2点目は、33ページの「県民のための県庁づくり」について。私は、「県民生活の事務局」としての県庁だと捉えていまして、その場合の県職員の意識の問題と位置付けがまだ確立されていないのではないかと考えています。そういう意味で、このプランの中で、山形県民の生活にとっての県庁のあり方という視点を、県民に寄り添う形でこの機会に更に深めていただきたいと思います。

(行政改革課長)

1つ目は、県と市町村との関係について、医療の問題を例にとってお話をいただきました。人口が少ない中で、地域医療が深刻な行政課題に陥っている地域も全国には本当に多く、この問題には人口減少問題と共に向き合っていくことが必要になってきます。その中で、医療の担当では、地域医療が如何にあるべきかという議論をかなり重ねております。置賜の中では、具体の動きが幾つか出ているようでして、そういう大きな話と、現実に個別の話が出てきています。その中で、医療と介護、医療の中でも慢性期、介護あるいは予防という生活に寄り添った形のサービスが非常に大事になってくると思えますので、医療全体の話と地域の事情に配慮した

話をきめ細かく提供していくべきでしょうし、基礎自治体と、総合支庁と県とが情報を共有しながら丁寧に進めていくことが、デリケートな部分がある分、大事なのだらうと思います。関係する部や総合支庁にも伝えたいと思います。

それから、井上委員からは最初に米沢市立病院の精神科を例にとり、総合支庁が果たした役割にも光を当てていただきました。今回のお話も同様に、場面に応じた役割があるという御意見だと思しますので、そのことも含めてお伝えし、共有したいと思っております。

それから2つ目は、県庁というのは「県民生活のための事務局」という意識を強く持つということです。これまでも同様の御発言を常々委員からいただいておりますので、しっかり受け止めたいと思っております。

(三木潤一委員)

前回は発言させていただいたことですが、私は、行財政改革の取組みというのは、経費削減だけでなく、将来に希望が持てるようなものでなければいけないと思っています。いわゆる地域振興や活性化に繋げていく必要があると考えています。

プランの4ページから6ページに記載されている基本的位置付けのところ、山形県の将来ビジョンの実現に向けて、総合発展計画を着実に推進するため、行財政運営の全分野について改革を進めていくということが明記されていて、これなくして山形県の未来はない、行革プランを遂行しなければ持続的な発展は出来ないというメッセージが込められていると感じられます。

改めて県の行革プランの意義や考え方について、プランを遂行して持続的な発展をさせていくという熱い思いを確認したいと思っております。

(行政改革課長)

この4ページから6ページにつきましては、この委員会の方で御協議をいただきまとめた内容ですので、改めて確認させていただければと思います。6ページのポンチ絵を御覧いただきますと、一番上に「基本的考え方」があって、次の箱に「自然と文明が調和した新理想郷山形」の実現とあります。これが私共の将来ビジョンが詰まっているものになります。それを第3次山形県総合発展計画・短期アクションプランというプログラムで実現していくことになるわけです。これを達成するため、あるいは展開するためには、マンパワーも財政資源も限りがありますので、これがうまくいくように、行財政の全分野で不断の見直しを行い、改革を進めていくということになります。これが行革プランの基本的位置づけということになります。繰り返しになりますが、言い方を変えれば、人づくりや、先ほど三浦委員からお話を頂戴した産業振興ですとか、以前、井上委員からお話を頂戴した安全・安心など、こういった様々な分野で必要な施策というのはあるわけですし、これにしっかりと対応するために見直すべきところは見直していくということだと思っております。そのためにこの行革プランを作っていくこととなります。

それからもう一つ添えさせていただければ、これまで量的な見直しということをやってきました。岡田委員からも御指摘いただきましたが、これに加えて質的な転換に向き合わなければいけないと思っております。そのために情報の発信やワーク・ライフ・バランス、透明性の向上といったキーワードを散りばめております。多様な力の結集というのもそうかもしれません。そうした課題に向き合っていくことが、次の4年間の持続的な発展、持続的にやっていける基盤を作ることに繋がると考えています。背伸びするような目標や課題もありますが、これに向き合っていかなければいけないのだらうという思いで、この行革プランの取りまとめ作業をさせていただいているところです。

(高橋和委員長)

今日は女性の委員がいないせいか、ワーク・ライフ・バランスの話が挙がってきていません。拝見させていただいたところ、ワーク・ライフ・バランスを進めて健康を維持していくことは、今後、少人数で効率的に仕事を進めていくために非常に重要になってくると思われまます。

男性に育児参加休暇を100%県職員に取らせようという目標指標が挙がっています。常々私は主張しているのですが、ワーク・ライフ・バランスは女性だけの問題ではありません。男性の生活スタイルが変わらないとワーク・ライフ・バランスは実現しないので、女性だけでなくトータルで見直して欲しいと申し上げてきました。その意味で県が率先して、男性職員が育児参加休暇を100%取れるようにしていくというのは、日数はともかく、大きな意識改革に繋がっていくと思われまます。ここは期待しています。

他に触れられなかったところで、資料1-3で全ての目標に対して工程表が作られていて、目標に対して4年間しっかりと意識できるようになっているところは、仕事を進めるうえで、非常に緊張感を高めることに繋がるのではないかと考えています。

(高橋和委員長)

他に御意見はありますか。

なければ、御欠席の委員からの御意見を紹介していただきたいと思われまます。

(行政改革課長)

それでは私から欠席委員の御意見を紹介させていただきます。最初に佐藤亜希子委員です。

新たな「山形県行財政改革推進プラン」(素案)について。

新たな「山形県行財政改革推進プラン」(素案)に図式化された「工程表」が盛り込まれたことにより、単年度におけるそれぞれの取組みや進捗状況の把握がより明確な状態になることを期待しています。

ただ、今回掲げた目標指標(特に数値部分)が、本当に実現可能なものであるかということも工程表をもとに検証を重ねていく必要があると思われまます。

少子高齢化や人口減少など、地方で暮らし続けることに対して、不安を抱える県民は多いと思われまます。その分、県政に対する期待は今後ますます大きくなるとともに、求められるニーズも多様化してくると思われまます。刻々と変化する多様なニーズや期待に迅速に対応していけるような体制整備も必要になってくると思われまます。

ここまで多くの意見を取りまとめ、より分かりやすい形でプラン素案が示されたことを大きく評価したいと思われまます。

続きまして、玉谷貴子委員です。

新たな「山形県行政改革推進プラン」(素案)について。

県と市町村との連携・協働について。新しいプランで最も重要な部分は、県と市町村との連携だと思われまます。これがうまくいっているところは、全国でも少ないのではないのでしょうか。総合支庁が果たす役割・期待は大きいので、しっかり取り組んでいただきたいと思われまます。

山形県は、県内が4つの地域に分かれている地域性があります。それぞれの地域の強みを見つける、活かしていく、そして繋いでいくのが県の役割ではないかと思われまます。各市町村と一緒に考えていってもらいたいと思われまます。

県内外への積極的な情報発信について。情報発信に係る基本指針の策定は望ましいことだと思います。

策定にあたっては、「・・・してはいけない」と何かを禁止するものではなく、流動化している世の中にも柔軟に対応できるような、広がりのある、前向きで展望の見える内容となることを期待します。

以上でございます。

(高橋和委員長)

今までの御意見は、行政改革が縮小という段階から、新たな局面に移っていったことになるのだろうと思います。言うなれば、守りの段階から攻めの段階に移るといことが、三浦委員からの「歳入の確保に積極的になってほしい」とか、井上委員からの「税収の増加に対応できるような」という御意見、あと、最後に三木委員から出た「将来のための基盤づくり」というご意見に表れているように、行政改革というのが新しく転換していく時期に差し掛かっており、それが十分に反映された形の行革プランになっていると思います。

ただ、若干不安が残るのは、新しくどの方向に向かっていくのかというのがまだ見えてこないということです。最近、よくガバナンスという言葉を使って、ガバナンスを強化しようということが言われます。ガバナンスというのはトップダウンだけでなく、様々なステークホルダー、利害関係者が主体的に関わって運営を行っていくという側面があるので、その点からすると、県が中心になりながらも、市町村や地域、NPOとうまく連携を取るなど、柔軟性を高めながら力を発揮していただければいいと思っていますし、そういう方向になっているのではないかと感じています。

(1)の議題の行財政改革推進プランにつきまして、まとめということで、まず第1の柱「県民参加の県づくりの推進」についてです。この委員会では、当初から県が目指す方向を定め、連携のあり方を協議する仕組みを作ることが必要であるという意見を取りまとめてきたところですし、今回の素案にも、県と市町村の連携・協働を推進する方針が目標指標として打ち出されているので、この点は評価したいと思います。

さらに人口減少に伴う産業活力の低下や行政の財源不足という点が懸念されている中で、県と市町村とが情報や共通する課題を共有し、共に解決する、できれば主体的に解決する道を探していくということが重要な視点となりますので、双方のコミュニケーションの場を作る。意見を吸い上げていく場、意見を調整していく場というものが重要になってくると思います。

第2の柱の「県民視点に立った県政運営の推進」につきましては、重点項目の「県内外への積極的な情報発信」についてです。これは、情報が伝わること、しっかり届くこと、誰にどういう情報を伝えていくかということがポイントになるわけです。

ここも素案に反映されているとおり、基本方針、ガイドラインを策定して、関係する部署がしっかりと連携して取り組んでいくことになりました。しっかり届けましょう。「発信しましたよ」というだけではなく、ちゃんと相手に届いたかどうかということまで意識して、なおかつ、県職員全員がスポークスマンになって発信していただきたいと思っています。

県民利便性の向上という視点においても、行政が持っている情報を積極的に公開するオープンデータカタログの公開がもう少し拡充されるということで期待が持てます。さらにインターネットを活用したe申請の利用促進も利便性の拡大という点

で期待が持てますが、他方でこれは本当に注意深く、危機管理をしっかりとしながら進めていくということが必要になってくるかと思えます。

こうした県民の視点に立った取組みがしっかりと進められていくことが、行政の質の向上に繋がっていくと考えています。

続いて3番目の柱です。「自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり」の副題にある「限られた行財政資源で最大効果を発揮」するためには、ワーク・ライフ・バランスが非常に重要になってくると思えます。ここに柱を立てて、この項目が入っているというのは非常に良かったと思えます。

全体として当たり前の結論になってしまいますけれども、やはりメリハリをつけて、単に引き締めるだけではなく、どこに集中して、何を選択して、どういう方法で進めていくかということ、常に社会情勢の変化に対応しながら考えていくことが必要ではないかと思えます。

今般示された素案には、目標指標として、今後4年間の行財政改革の取組みの到達点が数値で明示的に示されることになりました。また、取組内容や工程表を見ましても、これまでの委員の皆様様の御発言、御意見が反映されていて、また、政府の方針にも沿っているということの評価したいと思います。最終取りまとめに向けて更に精査していただきたいと思えます。

以上で、最初の「新たな山形県行財政改革推進プランの素案について」の議題を終わります。

(高橋和委員長)

では、続きまして、議事の2「事務事業評価（事業レベルのPDCA）」について、事務局より説明をお願いします。

(行政改革課長)

それでは、御説明させていただきます。資料2を御覧いただきたいと存じます。「事務事業評価（事業レベルのPDCA）」についてです。

「1 PDCAサイクルの基本的考え方」につきましても、私共の総合発展計画を推進するため、各部長等による主体的な運営を中心としながら、全庁横断的な取組みを効果的・効率的に推進するため、政策、施策、事務事業レベルの3段階でPDCAサイクルを実施しています。

このうち、施策レベルは「総合政策審議会」、事務事業レベルは「当委員会」から御協議を頂戴して、その結果を次期の施策に反映させてまいりました。

こうした中で、2の「見直しのポイント」になりますが、昨年度、当委員会から事業内容や成果等を分かりやすく示すべきという御意見を賜りまして、それを踏まえて見直しを図ったところでございます。

見直しのポイントは3点です。1つ目は個票の作成、2つ目は内部評価の徹底、3つ目が個票の公表です。

(1) 「事業評価個票」の作成ですが、当初予算におきまして、我々の中で重点項目を推進する特別枠というのがございまして、その特別枠を活用して要求する事業を対象に作成するものです。

個票の掲載情報につきましては、後ほど御説明申し上げます。

(2) 「内部評価」につきましては、部局マネジメントのもと、内部評価を徹底することとしております。外部評価につきましては、引き続き当委員会での実施をお願いしたいと存じます。

(3) 「事業評価個票」の公表につきましては、まず、①計画策定段階において公表いたします。公表時期は、次年度予算成立後の3月下旬を予定しています。

それから、②評価・検証の段階ですが、事業を実施した後の翌年度7月頃に、成果・実績等をチェックしたうえで、当委員会において評価・検証していただく方向で考えております。その際にはまたどうぞよろしくお願ひいたします。そのうえで個票の公表を県のホームページで行ってまいりたいと考えております。

2ページをお願ひいたします。

上のピラミッド型のポンチ絵は、これまで説明したポイントを図で示したものです。その下のポンチ絵は、推進体制をお示ししたものです。

開いていただいて、3-1ページ以降ですが、これは事業評価個票の様式です。少し内容について触れさせていただければ、一番上段に、施策と事務事業との関連が分かるように、短期アクションプランのテーマや施策等の欄を設けております。その下に、当該事業名や目的、事業概要、予算額、財源内訳等の欄を設けております。そして、下から三段目に、活動指標及び活動実績、アウトプットという欄と、その下、成果指標及び成果実績、アウトカムの欄を新たに掲げたところです。その裏面に、目標の妥当性や内容の妥当性、役割分担の妥当性。ここの部分が新たに掲げたところです。

今回、こうした形で、新たな事務事業評価（事業レベルのPDCA）の仕組みを築くこととしましたので、当委員会に御報告申し上げるものです。今後、個票の内容につきましては、個票を作成した段階で、改めてお示しする方向で考えてまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（高橋和委員長）

個票の作成に当たっては、一昨年、「どういう形で個票を作ればいいか」、「個別の事業に関して、どのように評価したらいいかわからない」という意見がたくさん出まして、全体はざっくり見えるのですが、全体が見えても、どこをどう削るかというのは見えづらいし、個別の事業の評価をしなければ次に進めないということ、非常に手間のかかる作業ではありますが、個票を作成いただくことにしたものです。また、どういう形でそれを示せばいいかということについて、大変なことではあったのですが、全国の例を調べていただいて、これだと私のような素人でもわかるかなという内容にさせていただきました。おそらくこれを作ることで、事業を担当されている方も、自分が関わっていることについて評価されることとなりますので、意識が高まるのではないかと思います。そういう経緯がありましたので、紹介させていただきました。

（高橋和委員長）

ただ今御説明いただいたことに関しまして、皆様の御意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

（三浦新一郎委員）

個票を作成して、事業の成果や進捗を管理するということはとても大切ですし、開示による事業の透明性確保の観点からいっても、今回の取組みはとても良いのではないかと思います。ただ、なかなか難しいのは、個票の作成よりも運用なのではないかと思います。単年度でうまくいっていない事業の責任を追及するというような使い方ではなく、当該事業がうまくいっていないが、事業の課題をきちんと整理して、今後課題に対してどのように対応し、改善策に取り組むのかというような行動をすることが大事でありまして、ここの目的のとおり、PDCAを回して、より大きな成果を上げるための前向きな仕組みとして活用するような、中長期的な視点が大事なのではないかと思います。近視眼的な活用になると、良い事業が

消える可能性もありますし、民間の事業でも始めから全てうまくいく事業というのはほとんどありませんので、粘り強く改善を加えて、継続して取り組みながら事業の成功を目指すという形で運用をお願いしたいと思います。したがって、この個票でいうと、課題の整理や改善策を考えるというところが、実は一番大事なのではないかと思います。

ぜひ、PDCAを回して、中長期的な活用を図りながら、運用していただきたいと思います。

(井上肇委員)

県民に対しても「見える化」という点ではわかりやすい個票かもしれませんが、注意していただきたいのは、内部評価のあり方です。つまり、数字ありきではなく、評価の結果、手段を選ばずといった形にならないように丁寧にやっていただきたいと思います。

どうしても物事によっては、無理をしながらでも成果を挙げなければいけないことが出てくる可能性もありますが、その時はバランスをきちんと考えていただいて、数字ありきではなく、今抱えている問題点を検証しながら解決していくということの繰り返しを十分にさせていただきたいと思います。

説明責任ということと言うと、県民が理解できることと、例えば、内部的にどうしても無理なことというのが矛盾することが多々あると思います。そういうことは、正直にきちんと書いていただいて、県民を意識するあまりに大事なことが消えてしまわないように、きちんと未達成のもの、あるいは矛盾するようなものについても記録として残していただくと良いかと思われまます。

ここまで来たということは、非常に高く評価したいと思います。

(三木潤一委員)

私は県の事務事業評価には関わったことはありませんが、市の事務事業評価には携わったことがあります。3点ほど留意点を述べさせていただきたいと思います。

事務事業評価という、諸経費の削減や仕事を無くす取組みのための評価と考えるとおられる方が多いように思われます。逆に、もっとこの事業に予算を重点的に投入すべきというようなことを評価して、削るだけではないということが認識されると、職員の取り組む意識が変わると思いますので、この点を明確にする必要があるかと思えます。

それから、過去の経緯からやめるにやめられない、本当はこれはいらないと思っているような事業について、やめることを後押しするような役割もあると思います。

2つ目は、事務事業評価は重要ですが、難しいのは活動指標と成果指標の設定です。設定が適切になされないと、評価自体が難しくなるので、これをどのように設定するのかということがポイントになると思います。

3つ目は、個票を作成することのウェイトがあまりにも大きくなり過ぎると、職員にとって非常に負担になってしまいますので、作業のバランスにも十分留意しなければならないと考えております。

(行政改革課長)

昨年度、委員長から御指摘をいただきながら、悩みに悩んでというところがありまして、制度化してはみたものの、もう少し試行錯誤が必要かと思っている部分もあります。

その中で3人の委員から御意見を頂戴しました。運用については、意識を持って、PDCAのC、そしてAに繋がるようにしてまいりたいと思います。

いただいた意見を中心に据えるような形でやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(高橋和委員長)

非常に重要な論点が出されたと思ひます。作ることにより一生懸命になって、それを目的化しないことと、やはり、作っただけでなく、それをどう運用するかというのが大事になります。個票は単年度で出て来ますが、長期的な目標に向かつて、単年度の活動がどのように位置付けられていくかというところを考えながら使わないと、毎年、毎年、数値目標に追われてしまうということになってしまうわけですね。そうならないために、最後のアクションにどう結び付けていくかというための個票であって、個票のための個票ではないということを中心に据えて、活用していくことが重要になると思ひます。

個票自体は非常に分かりやすいですし、県民への説明責任も果たせるようなつくりになっていると思ひますので、ぜひPDCAサイクルを回すための資料として、うまく活用していただくということをお願いしたいと思ひます。

(高橋和委員長)

他に御意見はありますでしょうか。

それでは、議事(2)については以上といたします。

● 3分休憩(席の入替え)

(高橋和委員長)

議事(3)の「公社等の総点検」について、事務局より説明をお願いします。

(行政改革課長)

「公社等の総点検」について、御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。資料1ページから3ページに基本的な考え方が記載されておりますが、これまでと同様ですので、省略をさせていただきます。5ページからになります。今回は商工労働観光部所管の6法人について、御意見等を賜りたいと存じます。

各法人の説明について、前半・後半の2回に分け、まず「(1)山形県企業振興公社」から「(3)山形県産業技術振興機構」までの3法人について、所管部の商工労働観光部から説明申し上げます。

(商工労働観光部次長)

資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

山形県企業振興公社について、御説明いたします。

はじめに、事業概要です。設立目的ですが、県内中小企業等の経営基盤の強化に関する事業の総合的な実施によりまして、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、地域経済の振興に寄与することとしております。

主な事業内容・実績ですが、1つ目の「ものづくりの強みを活かす総合的な支援」につきましても、取引推進員等による県内製造業の受発注取引等の成立支援、実績といたしましては平成27年度で292件、2つ目の「中小企業トータルサポート体制における経営課題への対応及び創業・事業承継等の支援」につきましても、地域コーディネーター等による相談支援、実績で17,412件、それから創業促進、円滑な事業承継の支援、27年度実績がそれぞれ176件、144件の相談でございます。3

つ目の「企業の経営基盤強化の支援」につきましては、小規模事業者等の設備投資ニーズに適切に対応した設備貸与事業、37件の実績、事業引継ぎ支援センター等の受託事業を運営しております。

次の検証結果ですが、(1)事業の意義は、企業数が減少傾向にある中、中小企業等の総合支援機関といたしまして、県内中小企業が抱える販路拡大、経営基盤強化、創業・事業承継等の経営課題に的確に対応する必要性が増していると考えております。

このため、県と公社のトータルサポート体制の中で、地域コーディネーター等を配置いたしまして、関係機関・団体と連携強化を図りながら、企業のニーズに即したきめ細かな支援を行っているところです。

(2)経営健全性ですが、債務超過・累積損失はありませんが、当期純損益で損失の数字が出ております。これは、設備貸与事業に関して、その会計上、貸倒引当金を計上していることが主な要因です。引当金は資金の移動を伴うものではなく、貸倒れがなければ後年度に収益として戻し入れるものということで、直接事業運営に支障を来すものではないと考えております。

県の損失補償・長期貸付金は、設備貸与事業において制度的に必要とされるものでございまして、申請者の事業計画が十分に審査されておりますので、県の財政的なリスクは非常に小さいと考えているところです。なお、これまで実際に損失補償を実行したことはなく、長期貸付金についても計画的な償還が行われております。

(3-1)費用対効果ですが、地域コーディネーターによる相談対応件数は1万件を超え、平成27年度の国の「ものづくり補助金」の採択件数も東北第2位となるなど、高い実績を上げております。企業ニーズ等の情報収集は、様々な機関に窓口を設置することにより、効率的な支援を行っております。

(3-2)地方創生の視点ですが、国や県の事業受託を通じて企業ニーズに即したきめ細かな支援を展開し、また、企業の様々な経営課題に対応できる専門家を擁することから、行政を補完・代行する形で地域経済の源であります県内中小企業の皆様を支援することによりまして、地方・地域の活性化に寄与しているものと考えております。

以上の検証結果を踏まえた課題といたしましては、公社が今後とも企業ニーズに即したきめ細かな支援活動を実施していくために、経営健全性の確保が重要です。

そのため、対応方針といたしましては、会員の新規確保及び貸与事業における貸与先の確保による収益増の取組みを継続し、さらに行政機関、国、県、関係機関等との連携を推進するとともに、積極的な受託業務の確保による収益増など、収入確保に努めてまいります。

また、設備貸与事業におきまして、損失補償の発生防止と長期借入の繰上償還の実施を含めた計画的な償還によりまして、財政的リスク回避を徹底し、経営健全化に引き続き努めてまいりたいと考えているところです。

以上が企業振興公社でございます。

続きまして、8ページの山形県信用保証協会について、御説明いたします。

はじめに、事業概要です。設立目的ですが、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、中小企業者等の金融の円滑化を図ることでございます。

主な事業内容・実績ですが、協会の主たる業務は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、保証協会が企業の信用を保証することにより、借入れを容易にし、企業の成長・発展を金融面からサポートする、というものです。万一、中小企業者が返済できなくなった場合は、金融機関からの請求に基づき、借入金の残債務を中小企業者に代わって返済(代位弁済)いたします。代位弁済をした企業からは、そ

の体力や状況等に応じた新たな条件で、直接信用保証協会が債権を回収していくこととなります。

保証承諾の平成 27 年度の実績は、10,879 件、1,211 億円となっております、これは東北第 1 位の実績です。

次の検証結果ですが、(1) 事業の意義は、信用力、担保力に乏しい中小企業者が円滑に資金調達を行うためには、信用保証制度によりまして、必要十分な信用を供与することが重要であります。信用保証協会は、信用保証協会法という法律に基づきまして、国から設立の認可を受けている県内で唯一の法人として、引き続き事業実施が必要でございます。

(2) 経営健全性ですが、協会の 27 年度当期純利益は約 12 億円の黒字で、経営状況は良好です。経営再建に取り組む企業向けの保証におきまして、一部県が損失補償を付けた案件がございますが、平成 33 年度までに計画的に解消する見通しで、県の財政的リスクは小さいものと考えております。

(3) 費用対効果の視点ですが、当協会の信用保証事業の 27 年度実績は、保証承諾件数、金額ともに東北 6 県中最多となるなど、高い実績をあげておりまして、引き続き効率的かつ効果的な事業執行に努めることとしております。

以上の検証結果を踏まえました課題と対応方針といたしましては、協会にとりまして、中小企業者数及び保証利用企業者数が減少している現状を踏まえまして、利用企業者数の維持・増加による収入の確保が課題となっておりますかと思っております。対応方針としましては、中小企業トータルサポート体制における中核機関である山形県企業振興公社等と連携しながら、新規創業や円滑な事業引継ぎを金融面で支援するなど、きめ細かい支援を強化して保証承諾の確保に努めていくこととしております。以上、よろしく申し上げます。

続きまして、10 ページの山形県産業技術振興機構について、御説明いたします。

事業概要ですが、産業技術振興機構は、産学官連携促進、先端技術に関わる研究開発プロジェクトの推進等によりまして、県内企業の市場競争力を強化し、本県産業の自立的発展への貢献を目的としております。

主な事業内容・実績ですが、一つ目は産学官連携促進です。産学官連携コーディネーターによる企業の技術開発支援、県の長期貸付金を原資とした基金を活用し、技術開発・新製品開発に対する助成、平成 27 年度の 2 つの基金で 42 件の実績です。外部資金による産学官連携研究開発プロジェクト、実績は 3 件、に取り組んでおります。

2 つ目は、研究開発プロジェクトの推進です。照明用有機 EL パネルの実証事業施設の運営、それから有機 EL 照明の製品化など、主に有機 EL 照明の事業化のための支援を行っております。製品開発支援 7 件でございます。

この他、高度技術者養成、工業材料及び製品の試験分析、実績で 8,765 件。こういった事業を行っております。

次に、検証結果ですが、(1) 事業の意義は、県内産業の競争力強化が求められる中、産学官連携の促進、有機エレクトロニクスの実用化、高度技術者の育成等を行う機構の役割は重要であるというふうに考えております。重要施策でもあるこれらの取組みを、県と連携を密に実施するために県の関与が必要と考えております。

(2) 経営健全性ですが、純損失は、主に研究開発プロジェクトで使用する機器等の減価償却費によるもので、経営上支障を来すものではありません。県からの長期貸付については、基金事業の原資といたしまして、国債等で安全に運用しながら、適正に管理されております。

(3-1) 費用対効果ですが、有機 EL 照明や、医療・環境等成長期待分野での

製品が新たに開発されるなど、先端・成長分野における企業支援で実績があがっております。

また、外部資金の活用や他機関との連携によりまして、効果的・効率的な事業展開を行っているところであります。

(3-2) 地方創生の視点ですが、機構は、有機EL技術の実用化などによる産業振興、新たな雇用創出、公的関与が必要な企業の販路開拓支援など、地方公共団体では困難な事業を効果的に実施いたしまして、地域の活性化に貢献していると考えております。

以上の検証結果を踏まえた課題と対応方針ですが、経営健全性の確保は、現在、運営に必要な資金は確保されておりますが、さらなる効率的な経営を目指して、公募型試験研究費など国の外部資金の獲得、業務の効率化による経費の削減等に取り組み、県や関連機関と連携を強化し、効果的・効率的な企業支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、3法人の御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(行政改革課長)

引き続き、資料3-2を御覧いただければと存じます。

ただ今説明のあった3法人に関する事業所管部の検証を踏まえ、制度所管課である行政改革課として取り纏めた今後の方向性(案)について、説明をさせていただきます。

はじめに、「企業振興公社」につきましては、県の財政的リスク回避の観点を含め、経営健全性を確保したうえで、県内中小企業の総合的支援機関といたしまして、「継続」とするものです。

二つ目の「信用保証協会」につきましては、地方創生に対して一層の役割を果たす観点を含め、県内中小企業に対するきめ細かな支援の充実を図り、「継続」とするものです。

三つ目「産業技術振興機構」につきましては、県の財政的リスク回避の観点を含め、経営の健全性を確保したうえで、地域産業の技術支援の専門機関として、「継続」とするものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋和委員長)

それでは、ただ今説明いただきました、3法人に関する「公社等の総点検」の結果について、協議をしたいと思っております。

まず最初に「企業振興公社」について、御意見や御質問があれば、お願いします。

(三浦新一郎委員)

企業振興公社は、県内中小企業の販路拡大支援等で非常に実績を上げておられまして、中小企業の支援機関として無くてはならない存在だと思います。

先日も、私がある製造業の企業を訪問したところ、メインの受注先の売上げが大幅に減少して悩んでいるという社長がおられました。実は公社に相談したところ、「成長分野である医療機器の仕事をしてみないか」というアドバイスがありまして、受注先を紹介してもらったというような事例もありました。現在、その受注も成約できて、経営者は取引にとっても希望を持っていた、という事例などもありました。

公社の実績数値を拝見しますと、ビジネスマッチングの成約件数も大幅に拡大傾向ということで、とても頑張ってもらっているのではないかと思います。

元々、技術力のある県内企業が多いのが山形県の強み、ということでもあります。

れども、一方で、最近では人手不足ということもありまして、自ら営業して新たな仕事を開拓しようという意識が低いのが県内の中小企業の課題でもあるのではないかと思います。この課題を解決するには、アドバイザーは無くてはならない存在でありますので、この機能を強化しながら、ぜひ存続いただきたいと思います。

(三木潤一委員)

少しお尋ねしたいのですが、経営健全性のところで、純損失の主な要因が貸倒引当金の繰入と記載されております。引当金というのは発生の可能性が高く、金額が合理的に見積もることができる場合に設定するものと理解しているのですが、純損失が計上されているにもかかわらず運営に支障が無いということについて、もう少し御説明をいただければと思います。

(商工労働観光部次長)

設備貸与事業の県内企業に対する実績を御説明させていただきますと、全体で現在、約 230 件の設備貸与を行っております。その中で、正常債権とか、要注意債権とか、破綻してしまったとか色々とありまして、どうしても返しづらいとか、焦げついてきているという件数が約 10 件あるのですが、それでも、例えば連帯保証などの保証を付けていただいているという関係もあって、それが即貸倒引当金を全部充てる、といったことにならないということもありまして、計画的に償還をいただいているということもありますので、すぐに経営に支障を来す、ということではないという理解でございます。

(井上委員)

今のお話と関連しているのですが、貸倒引当金や減価償却に対してもそうなのですが、当座のところは経営上支障がないということはよくわかるのですが、「経営上支障なく」という表現はいかがなものかと思います。減価償却などの性格は十分に理解できるわけなので、もう少し違った表現をしていただいた方がよろしいのではないのかなというのが感想です。

もう 1 つは、それぞれが健全に経営されているということは、逆に言えばベンチャー的なものが少ないということとか、信用保証協会さんも目的は中小企業のため、となっておりますが、信用保証協会から保証が得られないと金融機関からお金が貸してもらえないという意味では金融機関のための信用保証協会になっているという部分がないのかどうか。もっとチャレンジしたい、冒険したいという小さい企業などのために成し得ているのかということ。そういう意味では損失補償がたくさん出てきて当たり前というか、ちょっと冒険的な言い方で恐縮ですが、焦げ付きがあったり、失敗する事例がたくさんあるのも致し方ないのかなと思います。ただ、それは税金でやっている部分もあるわけですから、回収しないということではなくて、そういうことが性格上、比率的にあっても当たり前なのではないのかなと思った次第です。

(商工労働観光部次長)

ベンチャー支援、創業支援ということで、資料にもありますとおり、相談などの支援を行っているところであります。融資を受ける際の信用保証に関するお話もありましたけれども、県の方でも創業のための補助金による支援制度もありますし、ここでいう県の損失補償というのは設備貸与事業の仕組みの中でのものだけのございまして、新たな取組み、創業やベンチャーに取組む際には、我々もトータルサポート体制の中で相談を受けながら資金面、技術面、ノウハウにおいて強力でバッ

クアップして、新たに業を起こすといった部分についても後押ししていきたいと思っていますところでは。

(高橋和委員長)

ありがとうございます。重要なポイントですよね。公社が単に一般企業と同じように健全でやっていけるかどうかというのと、県全体の将来を見据えて企業を応援していく、というのは県の活性化という視点から重要になってくると思います。

それでは、「企業振興公社」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県企業振興公社」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続きまして、「信用保証協会」について、協議を行います。御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

(三浦新一郎委員)

山形県の信用保証協会というのは、信用事業への積極的な取組みとか、先ほども東北で一番というお話もありましたが、信用事業の規模が非常に大きいという特徴があると思います。さらに代位弁済率が低く健全性が高いという観点でも、これまで全国的にも模範とされてきた機関だと理解しております。色々と全国からも視察にいられているという話も伺っています。中小企業支援には無くてはならない存在だと思います。

先ほど井上委員の御指摘もありましたが、現在、政府で信用保証協会制度の見直しについて議論が進んでおりました、1つは金融機関のプロパー融資と保証協会の役割分担を見直してはどうかというような議論があります。また、先程来出ております、創業支援とかライフサイクル支援を強化して創業支援等を強化してはどうかという話も出ております。一方でセーフティネットの100%保証を見直して、100%保証は大規模な災害や経済危機に対応するような制度に改正しようという議論が行われております。なかなか難しいのですが、場合によっては将来的には縮小を連想してしまいがちな見直しの議論もあるかと思うのですが、どのような制度になったとしても中小企業を支援するという点においては、金融機関と連携して、さらに積極的に対応するということが求められているわけでありまして、縮小云々ではなく、より積極的に中小企業に積極的に金融機関と連携して入っていくという意味において、継続が必要な機関だということは間違いないと思います。

(高橋和委員長)

それでは、「信用保証協会」については、委員会として、事務局案の方向性で「妥当」とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県信用保証協会」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続いて、「産業技術振興機構」について、協議を行います。これに関する御意見はいかがでしょうか。

(三木潤一委員)

先ほど井上委員からもお話がありましたが、これも経営健全性のところの純損失の話で、減価償却が主な理由で経営上支障ないという記述があるのですけれども、減価償却は支出を伴わない費用だという意味はわかるのですが、これは、開発用の設備機器は更新等を考えていないというような意味合いなのではないでしょうか。

(商工労働観光部次長)

機械設備に関しましては、必要に応じてと言いますか、老朽化等してくれば更新や入替えが生じてくると思います。会計上、機器に関する減価償却費は費用の方に計上するということになりまして、そこは一定量を確保しなければならないということがありまして、費用に占める減価償却の部分の割合が大きいという説明をしたつもりであります。機器の更新等があれば、減価償却費が変動するというところでございます。

(三木委員)

機器の更新が前提であれば、減価償却分をプールしておかないといけないわけですから、経営上支障がないとは言えないという解釈ができると思いますが。

(商工労働観光部次長)

説明が少々足りなかったかと思いますが、収入と費用を差し引いたものが利益か損失か、ということになりますが、その費用の主なものが減価償却費だという説明でございます。それで、機器を更新すればまた減価償却費は増えますし、更新せずにそのまま使うことになれば、減価償却費は少しずつ減っていくという意味合いでございます。

(三木委員)

そこは理解しているのですが、要するに減価償却費は固定資産の流動化というか、将来、機械を買い替えるために費用化していくという捉え方をすれば、赤字が出ている、純損失が出ているという状態というのは、それを賄っていないということではないか、という質問なのですが。

(工業戦略技術振興課長)

ただ今の質問で、減価償却費で計上しているものが、有機EL関係で、元々開発等の支援をやっていた頃の機械と、パソコンやプロジェクター等の現在でも使用可能なものがございまして、そういったものの減価償却費を計上しているということでございます。パソコンやプロジェクターというものは、先ほど次長が申し上げました通り、必要に応じて新しいものに取り替えていくということになると思いますが、研究開発用に、例えば有機ELの基盤を洗浄する装置等を持っているわけですが、そういった機器は今後使う見通しが無いということでございますので、どちらかというところとそういう金額の大きいものは今後更新を考えておりません。そういった意味で経営の方には特段の影響は無いのではないかと考えたところでございます。

(高橋和委員長)

損失を補てんするような方針はどこかにあるのでしょうか。機器を更新するのではないということであれば、新しい事業をやっていくということでもないわけですよ。そうすると、どんどん損失、負債が増えていくような気がするのですが。

(工業戦略技術振興課長)

減価償却というのは、新しい機械を買うたびに（次の更新のために）少しずつ積み立てるということになりませんが、更新を予定していないということであれば、今持っている機械について帳簿上の価値は少しずつ減っていくということになりますが、更新に向けて新しい積立をする必要がないということです。で、（減価償却費を計上しても）経営全体に対して大きな影響はないのではないか、という意味で御説明をさせていただいたところです。

(高橋委員長)

この有機ELについて新しい大きな機械は入れない、というお話でしたが、見通しはどうなっているのでしょうか。事業を縮小していくような印象を受けているのですが、何か方針を転換するのか、続けられないとすると今後どうするつもりなのか、お聞かせいただけないでしょうか。

(工業戦略技術振興課長)

有機ELの特に照明を中心に頑張っているわけですが、開発段階というところはもう過ぎまして、今度は売っていくところに重点が移ってきていると考えているところです。コーディネーターの配置という御説明をさせていただきましたが、販路の拡大に向けてしっかりとやっていく、あと、山大の技術を使って県内企業に製品化、開発していただくという、機構自身が技術開発をしていくというよりは、側面のサポートの方に重点を移していきたいと考えているところです。

(高橋委員長)

赤字の問題はおそらくこのままでは済まないだろう。このまま積み重ねていくと経営リスクが生じてくる可能性もあると思いますので、その辺りは慎重にやっていただきたいと思います。そのうえで、「産業技術振興機構」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることでよろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県産業技術振興機構」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

それでは、引き続き、山形大学産業研究所から山形県国際交流協会まで、事務局より説明をお願いします。

(商工労働観光部次長)

資料の12ページです。山形大学産業研究所について、御説明いたします。

はじめに、事業概要です。山形大学産業研究所は、産・学・官連携のもと工業技術に関する研究・振興を図り、本県の科学技術及び産業の振興に寄与することを目

的としております。

主な事業内容・実績ですが、1つ目の研究開発助成は、山形大学等と県内企業との連携により若手研究者による先進的な研究等に対する助成を行っております。

2つ目の連携交流事業は、山形大学工学部と地域企業による交流会・情報交換会を実施いたしまして、産学官の連携を図るというものでございます。

次の検証結果ですが、(1)事業の意義は、産学官の連携促進、工業技術の開発を目的とした研究を支援・振興していくことは、本県の工業振興において非常に重要であると考えております。また、産学官の連携、協力の下、山形大学等における研究の振興、地域課題解決への波及等を図るためには、同研究所による事業実施が適当と考えております。

(2)経営健全性ですが、管理費の抑制に努めることにより、収支は概ね均衡し、債務超過、累積損失、長期借入金のいずれもなく、健全な運営が行われております。また山形大学主導のもと、法人運営が行われており、県の補助など、財政的な関与もございません。

(3)費用対効果の視点ですが、若手研究者の育成、県内企業の技術的な課題解決及び新分野への進出に貢献しています。また、必要最小限の運営体制による効率的な運営を行っているところです。

以上の検証結果を踏まえた課題と対応でございますが、今後とも健全な運営を継続していくため、山形大学主導のもと、引き続き自主的で健全な法人運営となるよう助言・指導を行っていきたいと考えております。

続きまして、14ページ、山形県観光物産協会について、御説明いたします。

はじめに、事業概要です。設立目的ですが、山形県の観光振興と県産品の販路拡大を行い、地域経済の発展に寄与することです。

主な事業内容・実績ですが、観光振興部門につきましては、霞城セントラルの「やまがた観光情報センター」について、県から指定管理を受けて運営し、県内を訪れる観光客の皆様への観光案内や、ホームページでの観光情報の発信を行っております。27年度の来館者数は18万4千人でございます。

ふるさと山形四季旅事業は、27年度、地方創生交付金を活用した事業を県から受託しまして、県内の宿泊施設を利用した方へ宿泊費を助成し、県内の宿泊と周遊を促す事業です。

次に物産振興部門ですが、これは首都圏のデパートや県内イベントでの観光物産展の開催、ホームページでの県産品の販売などを行っております。物産展の実績は、27年度は首都圏等で5回以上、約30万人弱の来場がありました。

民間事業活動支援事業は、山形新幹線の新庄延伸事業に係る費用について、協会が金融機関から借入を行い、それを原資といたしまして、平成9年度から3年間に分けてJR東日本に無利子貸付を実施したものでありまして、その後の貸付金の回収や金融機関への返済などの資金管理を行っているものであります。

次の検証結果ですが、(1)事業の意義は、行政と民間が共同で観光・物産の一体的な振興を進めていくために必要であると考えております。

(2)経営健全性は、「山形新幹線新庄延伸事業」に関する借入金について、平成31年度に償還終了するというところで、県の損失補償も終了し、財政的リスクは解消される見込みです。

(3)費用対効果は、一つの自治体ではなかなか成果が得られない観光PR等について、効果的な実施を行っているところです。地方創生の視点でも、今後、観光交流人口の拡大や、インバウンド関係で地域活性化に対する役割も非常に期待が増していると思っております。

以上の検証結果を踏まえた課題と方針であります。県が損失補償を行っている「山形新幹線新庄延伸事業」に係る借入金につきまして確実な償還が行われるように、しっかりと見ていくということでもあります。

また、県の損失補償解消後は、県として公益法人監督官庁の立場で適切な運営が図られるよう、しっかりと関与してまいりたいと考えているところであります。以上が観光物産協会であります。

最後に、国際交流協会について、御説明いたします。

設立目的ですが、県民の国際交流及び多文化共生の社会づくりに関する幅広い分野の活動の促進により、地域活性化やより豊かな県民生活の実現に寄与するというものであります。

主な事業内容・実績ですが、まず、在住外国人の支援としましては、県の「国際交流センター」の指定管理者として、英語をはじめとした各言語に対応した外国人向け相談窓口を設置しているほか、海外から受け入れる技術研修員の生活支援、中・上級者向けの日本語教室等を行っております。

国際交流推進啓発等の取組みにつきましては、県民向けの多文化共生講座・英会話講座、国際交流サポーターの登録・紹介、県内民間団体に対する活動助成等を行っているところであります。

次の検証結果ですが、（１）事業の意義としましては、観光・経済交流等の分野で国際化が大きく進展する中、協会の必要性というのはますます高まっていくと考えられます。

（２）経営健全性は、債務超過や累積損失は生じておりませんが、基本財産運用益だけでは事業を行うのに一部不足するということがございまして、評議員会、理事会の承認のもと、中期経営計画に基づき基本財産の取り崩しは最小限に抑えながらやっているということでございます。今後、事業継続のための財源確保等を新たな中期計画を立てる中で検討していくこととしております。

（３－１）費用対効果につきましては、県内の国際交流推進等の中核的団体としての役割を果たしていること、それから県国際交流センターの利用実績も堅調に推移していること等から、期待される成果を挙げていると考えております。

（３－２）地方創生の視点につきましては、北海道・東北及び新潟県におきまして「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定」を締結するなど、他県協会との連携による交流推進などを行っております。地方創生に資する活動が期待されるところであります。

課題と対応方針につきましては、先ほども申し上げましたが、中期経営計画を策定中でありまして、その中で今後の安定した財源確保、事業見直しを検討することとしております。

具体的には、県民や関係団体に対しまして、地域の国際交流を推進する中心的な組織であるということのPRを行い、受託事業等の拡大や会員の確保などで、収入の確保に努めていくということとしております。引き続き、持続的な運営が図られるように随時見直しを行いながらやっていきたいということでございます。

以上、3団体の御説明です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（行政改革課長）

引き続き、資料3-2の2枚目を御覧いただくようお願い申し上げます。

ただ今の3法人について御説明をさせていただきます。

「山形大学産業研究所」につきましては、山形大学主導のもと運営されており、健全経営と効果的な事業実施について引き続き助言等を行い、「継続」とするもの。

次の「観光物産協会」につきましては、県の損失補償を計画的に解消することを前提として、「継続」とするものでございます。なお、平成 31 年度に損失補償を解消することにより、県の外郭団体としての関与を終了する見込みとなります。

最後に「国際交流協会」でございます。次期中期経営計画において、事業見直しと安定した財源確保について検討することとし、「継続」とするものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(高橋和委員長)

それでは、ただ今御説明いただきました 3 法人に関する「公社等の総点検」の結果について、協議をしたいと思えます。

まず、「山形大学産業研究所」について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

(高橋和委員長)

特にありませんか。それでは、「山形大学産業研究所」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることよろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形大学産業研究所」については、「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

続きまして、「観光物産協会」について、協議を行います。御発言のある方いらっしゃいますか。

(高橋和委員長)

特に問題が無いということであれば、「観光物産協会」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることよろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県観光物産協会」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続いて、「国際交流協会」について、協議を行います。御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

(高橋和委員長)

国際交流協会というのは、この設立目的とか今やっていることというのはおそらく、今御説明をいただいた限り、災害時の対応を除いて、20 年くらいほとんど中身が変わっていないと思えます。おそらく社会の状況も変わってきていますし、それから行政改革の方向性として「守りから攻めに転じる」ということが非常に強く意識されている時期だろうと思えます。国際交流協会も、外から来ている人にどう対応するかというような対応の仕方ではなく、これから、例えば商工部や農林水産部など他の産業と連携して、日本が海外に出ていくときにどのような国際的な対応が

必要であるかとか、県民にプラスになるように、また、将来の山形県の少子高齢化対策として外国人労働者をもしかして受け入れる、とかいうこともにらんで、社会としてどういう制度が必要なのかという、将来を見越した活動に方向性を少し切り替えていった方が良いと思います。取りあえず今は外国人に親切にするとか環境整備をするという段階は、もう終わっているのではないかと思います。ぜひこの辺りは、ただただあるもので対処するというより、うまく資源を活用するためには、一部の人達が一部の人達に対してやっていて、他の人達は何も知らないという活動ではなくて、県民全体に利益が還元できるような方向に活動の方向性の舵を切っていたらいいというのが、私の個人的な意見です。

(井上委員)

国際交流協会について少し質問なのですが、これは留学生も対象になっているのでしょうか。

(商工労働観光部次長)

県内在住の外国人の方は約 6,000 名ほどおりますけれども、その中で例えば永住者とか技能実習生とか、結婚されたり、在留資格をお持ちの方など色々いらっしゃるわけですが、その中で留学生は約 250 名程度と伺っております、もちろん対象とさせていただきます。

(井上委員)

そうであれば、これから少子化の中で、山形県に存在する大学に留学生を積極的に招き入れるような施策とマッチさせる形で応援するような協会であってもよろしいのではないかなと思うのですが、意見として。

(商工労働観光部次長)

貴重な御意見ありがとうございます。先ほど高橋委員長からもお話あったことと関係してくると思いますが、これまでの守りの事業・姿勢ではなく、これから交流拡大していくことや、企業におきましても外国人労働者ということもありますし、そういうお話も踏まえながら、現在中期経営計画を策定、見直し中でもありますので、盛り込めるところは盛り込んで、やはり攻めの事業などを展開していくことで考えていく必要があるだろうと思いますので、御意見を踏まえて検討してまいります。

(高橋委員長)

研修生も山形県にはたくさん入っていると思いますので、そこへの対応も併せて考えていただければと思います。

(高橋委員長)

それでは、「国際交流協会」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県国際交流協会」についても、「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

本日欠席されている委員から、事前にお預かりしている御意見等があれば、御紹介願います。

(行政改革課長)

それでは私の方から欠席委員からの御意見として、玉谷貴子委員の意見を紹介させていただきます。

公社等の総点検について、今後の方向性について、いずれも「継続」とすることが妥当だと思います。どの公社の事業者支援も内容をよく承知していますし、その存在を身近に感じています。県内の中小企業をはじめとして、産業振興にとって不可欠だと思いますので、引き続き役割をしっかりと果たしていただくことを期待しています。

以上です。

(高橋和委員長)

以上、本日、御説明をいただいた商工労働観光部所管の6法人の総点検の結果について、当委員会としては、事務局案の方向を全て「妥当」といたします。

公社等の総点検は、平成26年に政府から示されたガイドラインに盛り込まれた「経営健全化と公社の適切な活用による地域の元気創造の両立を図る」という視点に沿って、県の指導指針を全面改定したうえで、公社等のあり方、今後の方向性をゼロベースから改めて検証しております。

県民視点と公社自身の目的というのがうまくマッチングしているかどうかという点は、少し検討の余地があるのかなと思います。

今年度は、当初の予定どおり33法人中、18法人の総点検の結果について全て審議を行いました。御協力どうもありがとうございました。残る15法人については、来年度の審議ということになります。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

次回の予定について申し上げます。最終回となります次回、第6回の会議でございますけれども、3月23日木曜日の午後に予定しております。時間につきましては、後日調整させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(高橋和委員長)

その他、皆様から何かございますでしょうか。

特にないようですので、以上で本日の議事を終了といたします。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

4 閉 会

(事務局)

ありがとうございました。

ここで柴田総務部長より御礼を申し上げます。

(柴田総務部長)

本日は、長時間にわたり、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

した。

大きく、3つ御意見をいただいたわけですが、まず最初の「新行革プランの素案」につきましては、本日改めてお示しいたしました工程表、数値目標も含めまして概ね御理解をいただけたのかなと思っております。本日いただきました御意見も踏まえまして、今後パブリック・コメントや県議会への説明もありますので、そういったこともやりながら、最終的な形にしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2点目「事務事業評価（事業レベルのPDCA）」ですが、これも本日、大変貴重な御意見をたくさんいただきました。これは我々としても新たな取り組みということですので、試行錯誤という部分もまだ出てこようかと思っております。やはり、新たにこういう個票を作って公開していくということについては、それぞれの担当部局の中では、御意見でもありました通り、数値目標というものに必要以上に縛られてしまわないとか、あるいは公表するということになりますので、県民の皆様とか外部から、近視眼的な形での評価を受けることにならないかという心配もおそらくあると思ひますし、あるいは施策の中身によってはなかなか数値では測れないようなものも、やはり行政の役割としてはあると思ひます。使っている人が少ないから、じゃあ要らないかという、そうではないものもたくさんある、ということでございますので、今後評価の仕方といいますか、先ほど委員長からも個表を作るための作業になってはいけないというお話もありましたけれども、そういったことも踏まえて、この個票の見方というものもしっかりとPRしていく必要があるということだろうと思ひます。委員の皆様からも、ぜひ御理解、御協力をいただければと思ひているところでございます。

「公社等の総点検」につきましては、本日、皆様方から6機関につきまして、全て「妥当」との結論をいただきました。大変ありがとうございました。

事務局からありましたけれども、次回3月の開催が今年度最後の委員会となりますので、年度末の大変お忙しいところとは存じますけれども、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

（事務局）

以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

以上